

第2章 コミュニケーションにおける共生

趣旨

障害の有無にかかわらず、円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションができるよう、合理的配慮の提供と環境整備を目指します。



施策の展開

1 情報通信技術を活用した情報の取得・利用のしやすさの向上

- ① 情報のバリアフリー化を推進します。

2 情報提供の充実

- ① 情報を提供する手段の充実を図ります。

3 コミュニケーション支援の充実

- ① 多様なコミュニケーション手段の確保を図ります。
- ② コミュニケーション支援従事者の養成や確保を図ります。

4 手話の普及

- ① 白山市手話言語条例の周知を図ります。
- ② 手話が言語であることの理解啓発を行います。
- ③ 多くの市民が手話に親しみ、手話ができるよう普及を図ります。

1 情報通信技術を活用した情報の取得・利用のしやすさの向上

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人も障害のない人も、情報を入手し利用することは、生きていく上で不可欠のものであり、情報化社会が到来してからは、より重要なものとなっています。

情報通信技術の革新的進歩は、障害のある人の情報収集や発信を容易にし、社会参加などに貢献しています。その一方で、障害があることで様々な情報通信手段を利用する機会や、情報通信技術の活用方法を習得する機会が得られず、日常生活や社会生活に不安を感じている人がいます。障害のある人の生活環境や障害の特性を考慮し、その人に合った機器の提案を行い、障害のある人の中でも大きな情報格差が生じないように支援することが大切です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①情報のバリアフリー化を推進します。	○障害の特性や生活状況に合わせ、点字ディスプレイ、音声読み上げソフトなど情報通信機器の普及啓発に努めます。 ○タブレット端末など情報通信技術の活用のお機会の拡大を図ります。（タブレット端末を活用し、遠隔手話通訳等により聴覚に障害のある人の日常生活を支援します。） ○障害別や障害の特性に合わせたパソコン講習会を開催し、情報のバリアフリー化に努めます。

2 情報提供の充実

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人が、地域で安心した生活を送るには、必要な情報が必要な時に、かつ的確に伝わることが重要です。

また、個々の障害の特性に応じた伝達手段を確保し、わかりやすい表現や表示を心がけ、障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備に努めることが大切です。

公共施設においては、災害をはじめとする緊急の際の情報を提供する機器、設備などの設置も検討しなければなりません。

日頃より障害の特性を理解し、障害のある人が情報収集する際に、どういう点で困るのかを障害のある人と障害のない人が相互に理解を深めることが重要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①情報を提供する手段の充実を図ります。	○日常生活や社会生活に必要な情報を得るため、「広報はくさん」、「障害者福祉制度利用の手引き ふれあう心」などの音訳・点訳をボランティア団体に引き続き依頼し、障害のある人にとってわかりやすい内容になるように努めます。 ○市立図書館の点字・録音図書の充実を図ります。 ○あさがおテレビの手話放送を通じた情報提供を引き続き行います。 ○共生のまちづくり条例では、「市、障害者支援施設等は、コミュニケーションを図ることが困難な障害のある人に対し、障害の特性を理解し、それに応じて適切に説明することや、情報を提供する際、合理的配慮の提供を行う」こととしており、障害の特性に応じた適切な説明や情報提供の際の合理的配慮を引き続き障害者支援施設等に働きかけます。

3 コミュニケーション支援の充実

(1) 現状・課題（社会的障壁）

コミュニケーションは、お互いの気持ちを伝える、知識を習得するなど、日常生活や教育、就労をはじめ、あらゆる場面で欠かせないものです。

視覚や聴覚に障害がある人などが、地域において自立した生活を可能とするためには、合理的配慮などを踏まえた多様なコミュニケーション手段の確保や環境整備が必要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①多様なコミュニケーション手段の確保を図ります。	○白山市共生のまちづくり条例では、障害のある人が手話等の多様なコミュニケーション手段を利用できるよう、市民に普及啓発し、障害のある人の多様なコミュニケーション手段の利用拡大を図ることとしています。 ○視覚に障害のある人については、同行援護サービスを活用し、ヘルパーが代読、代筆をすることで、コミュニケーション手段の確保を図るとともに環境整備に努めます。 ○聴覚に障害のある人については、手話、要約筆記により、コミュニケーション手段の確保を図るとともに環境整備に努めます。 ○知的障害、精神障害、発達障害などでコミュニケーションが困難な障害に対しては、コミュニケーション支援ボードの使用など、障害の特性を踏まえたさまざまなコミュニケーション手段が利用できるよう支援します。

②コミュニケーション支援従事者の養成や確保を図ります。	○聴覚に障害のある人については、手話通訳士（者）や要約筆記者の派遣制度を充実し、コミュニケーション手段の確保や支援を行います。 ○視覚に障害のある人については、点字・音訳奉仕員の充実を図るため、「音訳ボランティア養成講座」、「点訳ボランティア養成講座」を開催し、コミュニケーション手段の確保や支援を行います。 ○県と市が協力して研修会を開催し、手話通訳士（者）、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等のコミュニケーション支援従事者を養成し、確保を図ります。
------------------------------------	---

4 手話の普及

（1）現状・課題（社会的障壁）

平成18年12月に国連において採択された障害者権利条約や平成23年8月の障害者基本法の改正により、「手話」が初めて言語として認められたことなどを契機に、手話などのコミュニケーション手段が確保される社会の構築が求められています。

聴覚に障害のある人の中には、文字によるコミュニケーションが困難である人がいるため、手話（通訳）を介しての情報伝達やコミュニケーションができる環境整備が必要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①白山市手話言語条例の周知を図ります。	○以下の3点を基本理念とする白山市手話言語条例の周知を図ります。 ア 手話は言語であることを認識すること。 イ 全ての市民が相互に人格と個性を尊重すること。 ウ ろう者の手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利、手話を守る権利を尊重すること。
②手話が言語であることの理解啓発を行います。	○手話は言語であること、そして手話を使用する人にとって、手話は地域生活を送る上で不可欠なものであることを、企業、病院、市内の学校、町内会などに対し啓発します。
③多くの市民が手話に親しみ、手話ができるよう普及を図ります。	○多くの市民が、さまざまな機会に障害のある人と直接手話によるコミュニケーションを行うことで手話の普及を図ります。 ○地域における文化祭等市民が集う場で手話体験コーナーを設け、手話の普及を図ります。 ○手話の普及を通じて、合理的配慮や共生のまちづくりの重要性についても、市民、事業者に対し普及啓発を行います。